

欧州議会における ヒトクローニングの規制

- 《1997 クローン羊ドリー誕生の報道》
- 1997 決議: ヒトクローニングは目的のいかんを問わず、認容されるべきでない
- 《1998 ES細胞研究目的でのヒトクローニング研究計画の提示》
- 1998 追加議定書: 生殖目的のクローニングのみを禁止
 - 2000 決議: 体性幹細胞研究推進のための「最大限の努力」を要請

国連「ヒトクローニングに関する宣言」 :ヒトクローニングの全面禁止(2005)

- 賛成 84 : 米国, ドイツ, イタリア, スイス, オーストリアなど
- 反対 34 : 英国, フランス, オランダ, 中国, 韓国, 日本など
- 棄権 37 : イラン, イスラエル, インドネシアなど

Ⅱ. 異論に対する反論

A. 科学的事実をめぐる異論

- R. マコーミック(ジョージタウン大学ケネディ研究所倫理神学教授, 米保健省倫理諮問委員会委員)(1979);
A. マクラーレン(英ウオーホック委員会委員)(1984);
“pre-embryo” 概念の導入
「受精後14日目まで, 胚(embryo)は存在しない」
- N. フォード(1988):
14日目までの胚は一卵性双生児を生ずる可能性があるから, ヒトの個体ではなく, 「細胞の塊」にすぎない
- 英ドナルドソン・レポート(2000): ヒト胚は「潜在的な人」(potential human beings)にすぎない
- 米国産婦人科医大倫理委員会(2006);
国際幹細胞研究協会(ISSCR)(2007):
14日目までのヒト胚は, 器官発生を始めた胚とは「生物学的に著しく異なる細胞組織」にすぎない

《反論》

- **明らかな科学的誤謬**。現在, pre-embryo という語は発生学では用いられていない。
- 一卵性双生児は, すでに確立した個体が何らかのアクシデントでもう一つの個体を引き起こしたと考えられる。
- 人(ヒト, human being)は, 接合子の段階からすでに人である。

B. 人の倫理的地位(人格概念) をめぐる異論

- 「人格」とは、「理性的な、自意識のある存在」である。したがって、自意識または「人格性」を示す他の外面的行為、態度、能力を持たない人は「人格」ではないから、尊厳と人権も持たない(=「パーソン」論)。
- 14日目までの初期胚は、知覚能力を司る神経細胞の元である原始線条がまだ発生していないから、当然「人格」ではない。

《反論》

- パーソン論は、心理学的意識、理性的能力、社会的コミュニケーション能力を偏重し、知的障害者や植物状態患者の人格を否定する。
- 本来の人格概念は、自己支配、人格的責任、真理と道德秩序のうちに生きる能力を意味する。それは、年齢、身体、心理状態、自然的素質によるものではなく、存在に関わるもの (existential) であり、精神と身体の実体的統一である人間の本質を構成する精神的靈魂：spiritual soul (=物質的な身体に生命を与える精神的原理) によるものである。

(R. ガールディーニ)²⁰



Ο ΑΓΙΟΣ ΠΑΤΡ ΤΗΣ ΘΕΟΥ ΤΗΣ ΚΥ
ΚΕ ΤΗΣ ΕΛΙΣΑΒΕΤ

ΜΗ ΘΥ

ΙΕΛΙΣΑΒΕΤ



ベネディクトXVI世

「カトリック教会の教え・綱要」(2005)

- 「受精時からの、あらゆる個人の譲ることのできない生きる権利は、市民社会と法制度を構成する基本要素である。国家が全ての者の権利、特に弱者—受胎された未出生児も含む—の権利を保障しないなら、まさに法治国家の土台そのものが掘り崩される」 (472)

Ⅲ. 科学者における ヒト胚の破壊の非倫理性意識 の浸透と、代替策の模索

M. Pera, Human Pluripotent Stem Cells: A Progress Report, 2001.

- その個別的な生命がすでに始まっているとき、生きているヒト胚を作成し、使用し、その発達の6-7日目頃にそれを破壊することは善か悪か、正か不正か。この倫理の論争は解決されなければならない。

L. Gruen=L. Grabel, Concise Review: Scientific and Ethical Roadblocks to hESc Therapy, 2007.

- ヒトES細胞を特定の細胞に分化させる研究は、ゴールに到達するまでに、なお様々な障害 — 腫瘍の形成、動物の細胞による汚染、遺伝的不一致、移植に適した型の細胞の作成と選択、胚の破壊なしにES細胞系を作成する新しい方法、研究資金etc. — を克服しなければならない。幹細胞研究に従事する科学者は、自らの仕事の倫理的、科学的正当性を提示しなければならない。倫理委員会の側からも、胚研究のすべての段階について、その倫理的正当性を明らかにし、明確に表明する必要がある。

A. Serra, Le Cellule Staminali Embrionali, 2007

- ヒト胚の生物学上の事実の知識と、その存在論的地位についての倫理的考察は、「どのヒト胚の研究利用も不道徳で受け入れがたい」という結論に導く。それは、理性によって、すなわち自分自身と自己の行為について考察し、そこから自己の責任を引き出す人間によって、教示される立場である。
- ES細胞研究ではなく体性幹細胞研究；分子の再プログラミングの研究の推進を。